

第10章 緑・水辺・景観の保全と創造

第1節 緑化の推進

緑は、日常の生活において、人々にゆとりやうるおいをもたらすとともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の重要な吸収源でもあり、我々の快適な環境を創造していくうえで重要な役割を担っています。

1 都市公園の整備

(1) 目的

都市公園は、高齢者の増加、余暇時間の増大等を背景とした社会の中で、「ゆとり」と「うるおい」のある良好な都市環境を形成していくための重要な社会資本であり、これまで県営公園と市町村営公園を整備しているところであります。

(2) 進捗状況

都市公園の整備目標を達成するために、都市公園の整備を推進するとともに管理の徹底を図っています。

平成17年度は66か所の県営公園と市町村営公園を整備し、平成17年度末現在の1人当たり公園整備面積は9.4㎡となっております。また、平成18年度においては64県営公園と市町村営公園を整備しているところであり、今後も平成23年度までの一人当たり公園整備面積の目標14㎡、平成27年度までの目標20㎡を達成するため都市公園の整備を推進していく考えであります。

2 道路緑化等の推進

(1) 現状

昭和47年の本土復帰以来、本土との格差是正を図る観点や地域振興及びモータリゼーションの急激な進展等による交通渋滞緩和等を目的にこれまで道路整備を図ってきたところであります。そして、これまでの取り組み等により、その目的はある程度実現することができました。

しかしながら、道路の修景美化については、まだ十分といえない状況であり、引き続き県のリーディング産業である観光振興支援の観点から、緑豊かな景観形成を図るため、沖縄独特の風土と文化に調和した道路緑化を推進しているところであります。

(2) 基本的な方針

本県の道路緑化率は高い水準となっておりますが、さらに、観光産業を支える観点から、観光地等にアクセスする道路を中心に、トロピカルイメージの花木植栽を行い、緑陰と花に満ちた「美ら島沖縄」を演出していきます。

(3) 道路緑化の目標

県では、沖縄県道路緑化基本計画（昭和58年制定、平成8年改訂）に基づき、道路緑化の推進に取り組んでおり、今後も引き続き同計画に基づき緑化の推進に取り組んでいくこととしています。

・道路緑化延長実績

- 平成4年度 : 312.0km (32.0%)
- 平成9年度 : 372.0km (38.0%)
- 平成11年度 : 521.3km (45.5%)

3 学校における緑化の推進

(1) 学校緑化事業

学校緑化事業は、昭和51年度から県立学校における勤労体験学習の一環として実施しており、生徒と教職員の共同作業により学校緑化活動に取り組むことで、精神的、肉体的、社会的にたくましく豊かな人間形成を図ることを目的とするとともに、うるおいのある明るい学習環境づくりに寄与しています。

(2) 緑化実施校数及び予定数

- ア 平成17年度実施数 高等学校 51校、特殊教育諸学校 16校
- イ 平成18年度実施予定数 高等学校 51校、特殊教育諸学校 16校

(3) 全国緑化コンクール等実績

賞の種類	受賞年度	学校名
緑化推進運動功労者 内閣総理大臣賞	平成8年度	浦添工業高等学校
	平成13年度	与勝高等学校
	平成15年度	八重山養護学校
全日本学校関係緑化コンクール 特選（文部大臣賞）	平成5年度	浦添工業高等学校
	平成10年度	与勝高等学校
	平成11年度	八重山養護学校
	平成13年度	宮古高等学校
	平成15年度	八重山農林高等学校
準特選	平成12年度	宮古工業高等学校
	平成17年度	読谷高等学校
入選	昭和52年度	北部農林高等学校

4 森林・みどりの整備の推進

森林・緑は、木材の生産をはじめ、県土の保全、水資源のかん養など、多くの機能を有し、県民が潤いと安らぎのある生活を営むうえで、重要な役割を担っています。

しかし、近年、大規模な開発や都市化の進展により森林・緑が急速に減少しつつあることから、森林・緑の持つ機能が持続的に発揮できるよう、適切な森林の整備・保全とともに、県民の緑化意識の高揚を図り、県民参加の緑化推進運動を展開することが求められています。

このような中、潤いと安らぎのある緑豊かな県土づくりをめざして、森林・緑を守り育てるための様々な緑化事業を実施しています。

表 10 - 1 - 1 実施事業の概要

主な事業	内容
県植樹祭	緑化の重要性を普及啓発するため昭和26年から実施しており、平成17年度には第56回県植樹祭を南風原町で開催しました。平成18年度には宮古島市で開催します。
県緑化コンクール	緑化技術の向上と普及啓発のため昭和34年から実施しており、学校緑化、一般緑化の部門別に審査・表彰しています。
緑の少年団の育成・支援	県内47団体(平成17年度)に対して体験会交流会を実施し、少年時からの緑化意識の啓発を行っています。また、平成18年度には種子の配布等を実施します。
緑のふるさとづくり事業	緑に包まれたふるさと造成のため市町村等への補助を行います。平成18年度は与那原町に対して支援を行います。
おきなわの名木100選	地域の巨樹・古木を名木として認定し、普及啓発や保護保全対策を推進します。平成17年度までに69件を認定しました。平成18年度も引き続き実施します。

第2節 河川及び海岸の整備

1 河川の整備

(1) 河川の概要

平成18年3月末現在、県管理の2級河川は74河川、市町村管理の準用河川は22河川あり、その指定総延長は2級河川は、354,316メートル、準用河川が35,453メートルとなっています。

表 1 0 - 2 - 1 所管別河川概況

管轄土木事務所等	二級河川		準用河川	
	河川数	河川延長 (m)	河川数	河川延長 (m)
北部土木事務所	40	174,126	6	9,600
中部土木事務所	11	65,800	5	11,340
南部土木事務所	14	56,190	4	4,453
宮古支庁土木建築課	-	-	-	-
八重山支庁土木建築課	9	58,200	7	10,060
計	74	354,316	22	35,453

(2) 河川の改修事業等

河川法に基づき、知事が指定した 2 級河川について、洪水等による背後地の浸水被害を防ぐため、河川改修事業等を実施しています。河川改修事業には、その規模と流域の資産の状況等に応じて、国庫補助事業である基幹河川改修事業及び総合流域防災事業、県単事業の県単河川改修事業等がありますが、近年浸水被害が多発している国場川、比謝川等の都市河川については、国庫補助事業で重点的に整備を進めています。

なお、平成 9 年度に河川法の改正があり、それ以前の河川管理の目的である治水、利水に加え、河川環境の整備と保全に配慮した総合的な河川整備を推進しています。また、河川整備の計画について、地域の意向を反映した河川整備計画制度も導入されています。

(3) 河川環境整備

きれいな河川は、私たちが自然にふれ合う憩いと安らぎの場所としてかけがえのないものですが、近年、特に都市河川にあっては、河川の自然の自浄能力を超える家庭排水や畜舎排水が流入するため、水質の悪化や河床の汚泥堆積が進行し、好ましくない状況にあります。

県では、特に環境の悪化している河川について、これまで堆積土壌の除去や雑草、雑木等の伐採を行い、河川環境の向上に努めています。

また、毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日まで全国一斉に催される河川愛護月間には、ポスターや広報車の街頭宣伝、さらに土木事務所などが市町村とタイアップして地元住民や商工会の協力、参加を得てモデル河川の清掃を行うなど、河川愛護思想が広く県民の間に普及、定着するように運動を展開しています。

2 海岸の整備

本県の沿岸は、サンゴ礁と白浜の海岸線によって特徴づけられ、県民をはじめ県外観光客から親しまれています。

海岸線の総延長は 2,026 キロメートルで全国第 4 位の長さを有しており、これらの海岸線は天

然の防波堤の役目を果たすリーフに囲まれているものの、台風、冬期波浪等の異常気象時には、高潮、波浪による被害が依然として生じている状況です。そのため、高潮対策事業、海岸環境整備事業等を実施し海岸保全施設の整備を鋭意進めており、これまで北前海岸（北谷町アラハビーチ）宇地泊海岸（宜野湾トロピカルビーチ）等において気軽に海と親しめるよう海岸整備を進めてきました。

平成11年に海岸法が改正され、国の作成した海岸保全基本方針に基づき沖縄県は平成15年4月30日に「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」を定めました。本計画では、海岸を県民の共通の財産として位置づけ「いちまでいん 美ら海、美ら島、清ら心」をキャッチフレーズに海岸を維持・復元・創造し、次世代へ継承していくことを基本理念としており、今後は同計画に基づき海岸の整備と保全を図っていきます。

基本計画における海岸保全方策の内容については概ね次のとおりです。

(1) 整備の基本的事項

- ・ 貴重な動植物に配慮するとともに、美しい海岸風景となる施設整備を行います。
- ・ 利用者に配慮し、誰でも親しめる施設整備を行います。

(2) 「海岸環境を積極的に保全する区域」の設定

良好な海岸自然環境を残していくため、原則的に護岸等構造物を設置しない区域として1,062 km（全海岸延長の約61%）を設定しています。

第3節 下水道の整備

1 下水道の概要

下水道は、生活環境の改善 浸水の防除 公共用水域の水質保全 資源の有効利用 水循環の創出という5つの大きな役割を担っており、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、河川、海域等の公共用水域の水質保全に資することを目的としています。事業の執行形態と果たすべき機能等によって、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）、流域下水道、都市下水路の三種類に分類されます。平成17年度末現在、沖縄県の下水道処理人口普及率は62%に達し、県民の約86万人が下水道利用可能で、そのうち約75万人が利用しています。

下水道は、処理区域内の全ての汚水を下水道で処理することによりその効果が発揮されることから、県民の理解と協力が必要です。

2 下水道の整備状況

(1) 公共下水道

公共下水道は下水を排除し処理するために市町村が設置・管理する下水道です。市街地では、流域下水道に接続する流域関連公共下水道と終末処理場を有する単独公共下水道に区分されま

す。市街化区域等以外の区域では、概ね1,000～10,000人程度を対象に自然公園区域内の水質の保全または生活環境の改善を図ることを目的とする特定環境保全公共下水道に区分されます。平成17年度末現在、11市8町5村で事業を進めています。

(2) 流域下水道

流域下水道は、河川や海域等の水質環境基準の達成、並びにそれらの流域における生活環境の改善を図るため、二以上の市町村が施行する流域関連公共下水道により排除される下水を集め、終末処理場で処理する施設です。本県では、中部流域下水道、中城湾流域下水道及び中城湾南部流域下水道の3流域で事業を進めています。

(3) 都市下水路

都市下水路は、主に市街地における浸水を防除することを目的として昭和47年度から事業を実施しています。平成17年度までに7市4町2村の34か所で事業に着手し、33か所で事業を完了しており、現在八重瀬町で事業を進めています。

3 下水道資源の有効利用

(1) 高度処理による下水処理水の有効利用

終末処理場から放流されている下水処理水を高度処理して雑用水等に利用することは、節水型リサイクル社会の形成につながる施策です。

那覇浄化センターの高度処理水は、那覇新都心地区を中心とする公共施設や大型建築物等を対象にトイレ洗浄用水や散水用水として利用されています。平成14年4月に供給を開始しており、平成17年度末現在、2,130m³/日の処理能力を有し、38の施設で利用されています。

また、糸満市浄化センターの高度処理水は西崎親水公園で、名護下水処理場の高度処理水は名護中央公園で修景用水として利用しています。

(2) 下水汚泥の有効利用

平成17年度末現在、沖縄県内で発生する下水汚泥量は約150t/日で、ほぼ全量を緑農地利用しています。汚泥の有効利用を通じて、循環型社会の形成を推進しています。

(3) 消化ガスの有効利用

消化ガス発電システムは、下水処理過程で発生する汚泥の嫌気性消化により得られる消化ガスを電気エネルギーに変換するもので、那覇浄化センターと名護下水処理場に設置されています。変換した電気は終末処理場内で利用しており、省エネルギーの実現及び温室効果ガスの抑制に貢献しています。

第4節 景観の保全

1 良好な都市環境の形成

(1) 沖縄県の景観

本県は、我が国唯一の亜熱帯海洋性気候の下に形成された特有の自然環境や東アジア、東南アジア諸国との交流によって育まれてきた歴史・文化がもたらす独特の県土景観を有しています。これらの景観は、先人たちが自然と共生する営みの中で、中国から伝わった風水思想の影響も受けながらつくりあげてきたものであり、今日でも伝統的な集落や沿道景観にその姿を残しています。

この先人たちがつくり、守り、育ててきた景観は、私たちの生活に潤いと安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育てる県民共有の財産です。

この優れた景観を新しい時代に生かしながら次代に引き継いでいくとともに、その時代にふさわしい新たな景観を創造することは、現代に生きる県民一人一人の責務です。

(2) 景観施策の概要

ア 景観法による施策の展開

平成16年6月に公布された「景観法」では、景観に対する基本理念並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務が定められるとともに、景観計画の策定など法律に基づく様々な施策の展開を図ることが可能となりました。

この景観法においては、地域の実情に応じた景観行政を担う仕組みとして景観行政団体が創設され、県及び県の同意を得た市町村は、景観計画を定め、積極的に景観施策を推進することができます。本県では、平成18年1月に石垣市が、また、同年10月には浦添市が景観行政団体となり、独自に景観計画の策定に向けた取り組みを進めています。

県では、良好な景観の形成に関する事項を横断的かつ一体的に定めた広域的な景観計画の策定に向けた取り組みを市町村と連携を図りながら進め、あわせて有効な景観施策が展開できるよう、景観法に基づき沖縄県景観形成条例の改正を行うこととしています。

イ 沖縄県景観形成条例の推進

沖縄県景観形成条例に基づき、景観形成モデル地区の指定、建築物等の大規模行為の届出、公共施設の建設その他の公共事業等に係る景観形成のための指針の策定、景観形成住民協定の締結等の施策を推進しています。

ウ 屋外広告物の規制

良好な景観を形成し、若しくは美観風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止することを目的として、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物及び屋外広告物業

について必要な規制を行っています。

エ 重要伝統的建造物群保存地区の指定

重要伝統的建造物群保存地区は、市町村が、条例で保存地区の現状を変更する行為の規制などの措置を定め保護を図っており、文化庁長官または都道府県教育委員会は、市町村に対し保存に関し指導助言を行うほか、管理、修理、修景（伝統的建造物以外の建造物を周囲の歴史的風致に調和させること）などに対して補助を行っています。

表 10 - 4 - 1 重要伝統建造物群保存地区

地区名称	選定年月日	所在地	面積
竹富町竹富島重要伝統的建造物群保存地区	昭62年4月28日	竹富町	約38.3ha
渡名喜村渡名喜島重要伝統的建造物群保存地区	平12年5月25日	渡名喜村	約21.4ha

オ 風致地区の指定

風致地区は、都市の風致を保全するため重要な地域について定め、建築物及び大規模な宅地造成等を規制するものです。現在、那覇市2地区、名護市4地区、うるま市1地区の計7地区を指定しています。

カ 地区計画の策定

都市における無秩序な市街化を防ぎ、良好な市街地環境を形成し保全するため、比較的小規模の地区を対象として、地区の特性にふさわしい街区を整備するため、地区計画を策定しています。地区計画の内容は、地区計画の目標、当該地区の整備、開発及び保全に関する方針、及び地区整備計画の二つの部分から構成されています。計画の策定にあたっては、地区住民の意向を十分に取り入れるよう、条例に定められた手続きに従って関係者の意見を求めることを義務づけています。

2 良好な自然・農村景観の保全と創造

農村地域の良好な自然や農業生産が織りなす美しい景観は、地域住民や訪れる人々に潤いや安らぎを提供するとともに、地域の生態系を保全するなどの多面的機能を有しています。

その良好な自然・農村景観を維持・形成していくためには、農村環境の保全と環境との調和に配慮した計画を樹立すると同時に、農村地域の持つ多面的機能の重要性を地域住民に理解してもらうことが重要です。そのため県においては、下記の施策を推進しています。

(1) 田園環境整備マスタープラン又は農村環境計画の策定

農業振興地域を抱える市町村が主体となって各地域毎の環境特性の現状と課題を整理し、地域の環境保全目標と環境特性に配慮した農業農村整備の基本方針を市町村単位で樹立するた

め、田園環境整備マスタープラン又は農村環境計画を策定しています。

県では、これらを策定する関係市町村への指導を行っています。

田園環境整備マスタープラン又は農村環境計画は、平成17年度までに31市町村において策定されています。

(2) 農山漁村の多面的機能を生かした村づくりの推進

本県の農業農村整備においては、環境との調和に配慮した農業生産基盤整備のほか、農村環境整備や環境保全整備についても同様に推進しています。

また、農山漁村のもつ多面的機能の重要性を紹介すると共に、多面的機能を生かした農村振興を図る観点から、グリーンツーリズムを活用したまちと村の交流を推進しています。

そのほか、農山漁村の持つ魅力を「沖縄、ふるさと百選」として認定し、農山漁村に対する理解を進め、農山漁村の活性化を図る取組み等を行っています。